

## 千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

### 1 評価機関

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| 名 称    | 有限会社第一福祉マネジメント             |
| 所 在 地  | 千葉県松戸市小金原4-29-9            |
| 評価実施期間 | 平成 29年10月 2日～平成 30年 3月 27日 |

### 2 受審事業者情報

#### (1) 基本情報

|               |   |     |              |
|---------------|---|-----|--------------|
| 名 称<br>(フリガナ) | 浦安市立ふたば保育園<br>ウラヤスシリツフタバホイクエン                             |     |              |
| 所 在 地         | 〒279-0002<br>千葉県浦安市北栄4-1-16                               |     |              |
| 交通手段          | 東西線浦安駅、京葉線新浦安駅から、どちらとも徒歩15分                               |     |              |
| 電 話           | 047-723-2828  | FAX | 047-723-2830 |
| ホームページ        | <a href="http://hoyuukai.or.jp">http://hoyuukai.or.jp</a> |     |              |
| 経 営 法 人       | 社会福祉法人 芳雄会  |     |              |
| 開設年月日         | 平成17年4月1日   |     |              |
| 併設しているサービス    |   |     |              |

## (2) サービス内容

|        |  |     |         |      |        |     |          |  |  |
|--------|--|-----|---------|------|--------|-----|----------|--|--|
| 対象地域   |  |     |         |      |        |     |          |  |  |
| 定員     | 0歳児  | 1歳児 | 2歳児     | 3歳児  | 4歳児    | 5歳児 | 合計       |  |  |
|        | 12   | 18  | 18      | 20   | 25     | 26  | 119      |  |  |
| 敷地面積   | 1,646.61㎡  |     |         | 保育面積 |        |     | 1,009.3㎡ |  |  |
| 保育内容   | 0歳児保育 ✓  |     | 障害児保育 ✓ |      | 延長保育 ✓ |     | 夜間保育     |  |  |
|        | 休日保育   |     | 病後児保育   |      | 一時保育   |     | 子育て支援    |  |  |
| 健康管理   | 年2回内科健診、歯科健診、看護師1日に3回の巡回   |     |         |      |        |     |          |  |  |
| 食事     | 午前おやつ（0、1、2歳児のみ）、昼食、午後おやつ  |     |         |      |        |     |          |  |  |
| 利用時間   | 月～金 7:00～20:00 土 7:00～19:00  |     |         |      |        |     |          |  |  |
| 休日     | 日曜日・祝日 年末年始（12月29日～1月3日）   |     |         |      |        |     |          |  |  |
| 地域との交流 | 社会福祉協議会主催の子育てサロンを月1回開催し、終了後、母子推進委員の皆さんとふり回り会をし、コミュニケーションを図っています。園児がわらべ歌・あやとり・けん玉他を発表し、我が子の数年後の姿がイメージできると好評です。その他、子育てサロンに来園した親子を、別日程で一日一組限定（申し込み多数の場合抽選）、離乳食の試食会を月4回ほど実施し対応しています。地域の方による畑活動、幼保小連携、老人クラブとの交流、地域活動（盆踊り）時のお手伝い、夏祭りや行事にご招待、中高生職場体験、北栄4丁目の老人クラブ「喜多栄クラブ」との交流、社会福祉協議会ボランティアを受け入れしています。 |     |         |      |        |     |          |  |  |
| 保護者会活動 | 父母会として、畑を耕す・草取りなどの整備、スイカの苗植え、ジャガイモの収穫を、月2回程度親子で畑活動をしています。また、情操教育を考えてプロの方をお呼びした音楽会を開催しました。  |     |         |      |        |     |          |  |  |

(3) 職員（スタッフ）体制

| 職 員   | 常勤職員 | 非常勤、その他 | 合 計     | 備 考 |
|-------|------|---------|---------|-----|
|       |      | 18      | 18      | 36  |
| 専門職員数 | 保育士  | 看護師     | 栄養士     |     |
|       | 17   | 1       | 1       |     |
|       | 保健師  | 調理師     | その他専門職員 |     |
|       | 0    | 4       | 0       |     |
|       |      |         |         |     |
|       |      |         |         |     |
|       |      |         |         |     |

(4) サービス利用のための情報

|             |                |   |
|-------------|----------------|---|
| 利用申込方法      | 浦安市保育幼稚園課に入園申請 |   |
| 申請窓口開設時間    | 浦安市役所の基準       |   |
| 申請時注意事項     |                |   |
| サービス決定までの時間 |                |   |
| 入所相談        | 浦安市役所の基準       |   |
| 利用代金        | 浦安市役所の基準       |   |
| 食事代金        | 浦安市役所の基準       |   |
| 苦情対応        | 窓口設置           | 有 |
|             | 第三者委員の設置       | 有 |

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| <p>サービス方針<br/>(理念・基本方針)</p> | <p>【社会福祉法人芳雄会保育理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心身ともに豊かな子どもの育成を目指す</li> <li>・地域に密着した子育て支援を目指す</li> <li>・子ども、家庭、職員がともに育ち合う保育園を目指す</li> </ul> <p>【保育の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に行う。</li> <li>・家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入園する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う。</li> <li>・倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行う。</li> </ul>   |
| <p>特 徴</p>                  | <p>私たちが大事にしていることは「一人ひとりを大切に保育」です。生まれてから3歳の頃までに人格形成が培われるといわれています。「お腹がすいた」「うんちが出た」「さみしい」「怖い」「眠い」などの生理的欲求を、特定の大人が不快から快に心地よくかなえてくれる（アタッチメント）、毎日丁寧な育児の繰り返しをすることで、「私は、この人に愛されている」「この人がいると安心」と、人を信じる心が育ち、信頼関係（愛着関係）を構築します。今日も明日も変わらない日課のなかで、食事をする・排せつをする・手を洗う・着脱をする・眠るなどの基本的な生活習慣を、「自分でできた」の思いになるような援助を繰り返し自立させます。日課とは、決められた時間に一斉に行動するのではなく、時間の枠のなかで、子ども自身が自分のテンポで着脱や排泄などの育児行為を練習でき、保育士がその子にふさわしい方法で援助し育児をします。さらに子どもにとっての遊びは学習そのもの。子どもたちが、学ぶことの楽しさを知り、興味のあることを自分なりのやり方で深く学び、そこで感じる疑問を自分で問題解決できるようになることが、私たちの教育の目標です。</p> |
| <p>利用（希望）者<br/>へのPR</p>     | <p>「こんなことが出来るようになっていたのですね。家では大人が全部やってしまいました。」「保育園では、野菜を食べるのに、家では食べません」「保育園ではきちんと座って食事をしているのに、家ではすぐ立ち上がってフラフラしています」「保育園ではやることをやるのに、家庭ではいうことを聞きません。」「先生たちは優しく、また、駄目なことはなにが駄目なのか落ち着いて説明しています。」「先生たちは、子どものことをよく見ていて、否定的な言葉は言っていません。」など保護者の皆様から聞く言葉です。人は環境で育ちます。よりよく育てほしい、それにはよりよい環境がどれだけそろっているか。そのひとつとして〈大人の働く姿を見せる〉です。このような提案も含め、皆様のよりよい育児のお手伝いをさせていただきたいと思っております。</p>   |

## 福祉サービス第三者評価総合コメント

|   |
|---|
| 特に力を入れて取り組んでいること  |
| 子どもの利益を最善に考えた保育   |
| 子どもを一人の人として尊重し、一人ひとりを大切に自分は大切にされていると感じてもらえるように子どもの人権を第一に考えた保育を実践している。「利用者尊重・基本的人権の配慮」をテーマとした園内研修では、保育者の指示・問いかけ・行動が子どもにとって圧力にならないように大きな声を出さない・慌ただしさを見せない対応等の理解が深まるよう取り組まれており、幹部職員が講師となって行う事で全ての職員の共通認識が図られ、目指す保育への職員育成・環境整備がなされている。また、人権を否定し権利を奪ったり、差別をして自尊心を傷つける様な言葉を言わない書かない等の指導が行われているほか、何気なく使っている言葉の中にも、子どもの心を傷つけている言葉があるので、その場合は違う言葉に言い換えて問いかけを行うなどのきめ細やかな配慮も促している。子どもとていねいに関わるよう配慮し、大きな声は出さず欲求を受け止め優しいまなざしで見守る事に日々努めており、情緒の安定が図られ落ち着いた生活がなされている。「人権尊重」とは、こうした実践から始まると考えられており、子どもの利益を最善に考えた保育へと繋がられている。 |
| 生きる力が育まれる園独自の保育   |
| 乳幼児期は人格や様々な能力の土台を形成し、子どもの生活力の基礎を培う大切な時期と捉え、0歳から日課を基準とした日々を繰り返す中で一貫性を持って保育することで、基本的な生活習慣を身につける基礎を養っている。また、0～2歳児に担当制による保育を行い、特定の大人が生理的な欲求をかなえてくれる体験を通じて人を信じる心を育て、信頼関係(愛着関係)を育み子どもの心を安定させ、自己肯定感を得て主体性が芽生える様な支援へと繋がられている。さらに、子どもの成長にとって遊びは学習そのものであるもので、興味のあることを自分なりのやり方で深く学び、そこで感じる疑問を自分で問題解決できるようになることを目標としている。一つの遊びを中断することなく、満足いくまで遊びこめる環境を用意して、主体性や生きる力が育まれる事に重点を置いた園独自の保育が展開されている。  |
| 食べ物への関心と、感謝の気持ちを育む食育活動  |
| 園では給食はもとよりおやつにおいても手づくりの安心・安全な物を提供しており、天然の出汁を使用したうす味でも食材の美味しさを引き出す工夫がなされている。献立は和食や洋食・中華等、様々な変化に富んだメニューが提供されており、季節感のある食材の使用に徹底してこだわる等、子どもの食への関心が高まる様な内容としている。また、「すべてのものをいただくことにありがとう」「食に関わったすべての人にありがとう」と思える感謝の気持ちを育む年度毎のテーマに沿った一貫性のある食育活動が栄養士により計画されており、クッキングやもちつき会・畑での食物の栽培等、楽しみな行事の他、食具の正しい使い方やマナーも伝えられている。保護者に対しても活動内容をホームページや毎月発行の食育だよりで伝えられる等、年間を通し、力を入れて取り組んでいる。   |

#### 園の専門性を活かした様々な地域交流

地域の課題に協働するため、社会福祉協議会主催の子育てサロンに開催場所を提供しており、参加してくれた子育て家庭の親子に、わらべ歌・あやとり・けん玉などを発表し、我が子の数年後の姿がイメージできると好評を得ているほか、園の協力で離乳食の試食会を実施している。また、中学生・高校生・大学生ボランティアを含めた保育園体験の受け入れなどで次世代の育成に取り組み園の持つ専門性を地域に還元している。地域交流では、園の夏祭りに小学校吹奏楽部員と高等学校のチアダンス部が来園し、演奏やダンスを披露して子どもたちや来園者を楽しませてくれている。また、5歳児が老人クラブと交流し、核家族の園児にとって、お年寄りを身近に感じる貴重な体験となっている。地域交流の大きなメリットの一つとして、相互の連携で防犯効果が高まることから近隣との交流にも取り組み、畑活動のお手伝いをして頂いているほか、地域のお祭りでは、職員がボランティアとして参加し祭を華やかに盛り上げるなど、地域との積極的な交流が図られている。

#### 働きやすい職場環境への取り組み

職員がより働きやすい職場環境となる様、有給休暇、産休・育児休暇が取得出来るように配慮されており、平成27年度には育児休暇について、3年間の期間延長を行っている。また、園長が職員の有給休暇の消化率や時間外勤務申請の状況確認を行い、仕事の絶対量や負荷の公平性の把握をするなど、休みを取りやすい環境を実現させていくことが安定した保育をするうえで必要と考え、「休みたいときに休みがとれる」ことを実践している。シフト調整に関してはリーダー職員が務めており、有給休暇が月1回以上取得できるようフリー保育士を配置する等のシフト調整が行われている。職員間で声を掛け合いながら互いに仕事のしやすい環境が整備されており、相談しやすい関係性も構築され、より協力出来る体制となった。職員も職場環境の改善については肯定的に捉えている事が窺えた。また、人材の確保に向けて養成大学等の就職説明会に出向き、十分な説明を行うことで賛同を得るなど、人材確保に繋がる取り組みを行っている。市の宿舎借り上げ支援事業補助金を活用して支援することで地方からの新規職員を多数採用している。

## さらに取り組みが望まれるところ

### 園の独自保育の実現に向けた利用者への更なる周知

園では、毎日同じ日課を乳児期から繰り返し積み重ねることで、基本的な生活習慣を自然と身につけることが大切だと考えられており、0・1・2歳児に対しては、担当制による保育を行っている。日課とは、決められた時間に一齐に行動するのではなく、時間の枠のなかで、子ども自身が自分のテンポで着脱や排泄などの行為を練習できる環境とその子にふさわしい方法での保育士の援助のことである。自立が出来た3歳児以降からは、遊びの中で興味のあることを自分なりのやり方で深く学ぶことで子ども一人ひとりの主体性・自主性を育むことに重点をおいた保育が行われている。今年度は更に日課に沿った保育の充実に向け行事内容の変更もなされており、子どもたちにとって穏やかで安定した生活へと繋げられている。しかしながら、今年度の行事や様々な変更点に関しては半数の利用者から変更に対する意見や多数の要望が寄せられており、保護者からは未だ十分な理解が得られてはいないのを見て取れた。保護者の理解を更に深める事で子どもの最善の利益を考えたより質の高い保育へと繋がると思われる事からも現在行われている入園説明会や保護者会等での説明に加え、今後は体操教室・絵画教室・行事・連絡帳などの変更について、解りやすくまとめた文章の提示など、保護者が納得できる説明へと努める事が課題と云える。園の目指す独自の保育への更なる周知が求められよう。

### 共通理解へ向けた新たなる取り組みを

保育理念に関しては年度当初の会議での詳細な説明がなされる他、園が目指す独自の保育についても幹部職員の園内研修等により全職員間での共通認識が図られ職員育成・環境整備がなされている。職員は高い意識の基、日課を基準とした一人ひとりを大切に日々の保育を繰り返し提供できるよう取り組んでいる。日々の保育により子どもたちも安定した生活が営まれているものの経営層が思い描く保育への理解度に関しては職員一人ひとりに関して違いが生じている事が見て取れた。継続した質の高い保育提供を行い更に求められる事業所となる為には経営層を含む全職員が同一の意識で同じ方向性を持った運営が必要と思われる。一人ひとりの職員との対話を更に多く持ち、意向の吸い上げを行う等、共通理解へ向けた新たなる取り組みが早急な課題と云えよう。

### 保育業務支援システムの活用とマニュアルの整備

重複する記録の整理や日々の職員の事務的作業軽減に向け平成28年度より保育支援システムの導入が図られた他、現状の保育内容により即した内容へとマニュアルの整備も進められる等、職員の質の向上や提供する保育の更なるきめ細やかなサービス提供に向け、様々な取り組みがなされている。更なる保育支援システムの活用と提供する保育内容に即したマニュアルの完成がなされる事で、職員が子どもと向き合える時間的余裕を持つ事が出来、よりきめ細やかな保育提供へと繋がると思われることから早い段階での活用が待たれるところである。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み) 質の高い保育を実現するには、基本が大切であると考えております。しかし、何事も地道に続けるということは難しく、易きに流れがちです。「当たり前のことをあたりまえにできる」「いつ・どこで・誰が見ても変わらない」職員を育てることが私たちの役目であり、これによって子どもたちが人的にも物的にも安心できる環境が作り出せるのです。私たちはみなさま方から「先生」と呼ばれる存在です。だからこそ、いつでも・子どもたちの手本・モデルでなければなりません。今回第三者評価を受診しまして、更にプロの保育者と言われるために自己研鑽していくとともに、保護者及び職員が共有できるよう働きかけていきたいと考えます。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

| 大項目                        | 中項目              | 小項目                               | 項目  | 標準項目  |       |   |
|----------------------------|------------------|-----------------------------------|---|---|-------|---|
|                            |                  |                                   |   | ■実施数  | □未実施数 |   |
| I                          | 福祉サービスの基本方針と組織運営 | 1 理念・基本方針                         | 理念・基本方針の確立  | 1 理念や基本方針が明文化されている。   | 3     | 0 |
|                            |                  |                                   | 理念・基本方針の周知  | 2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。  | 3     | 0 |
|                            |                  |                                   |   | 3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。   | 3     | 0 |
|                            |                  | 2 計画の策定                           | 事業計画と重要課題の明確化   | 4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。   | 4     | 0 |
|                            |                  |                                   | 計画の適正な策定  | 5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。                         | 3     | 0 |
|                            |                  | 3 管理者の責任とリーダーシップ                  | 管理者のリーダーシップ   | 6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。                                  | 5     | 0 |
|                            |                  | 4 人材の確保・養成                        | 人事管理体制の整備   | 7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。  | 3     | 0 |
|                            |                  |                                   |   | 8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。                            | 4     | 0 |
|                            |                  |                                   | 職員の就業への配慮   | 9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。 | 5     | 0 |
|                            |                  |                                   | 職員の質の向上への体制整備   | 10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。                               | 5     | 0 |
| II                         | 1 利用者本位の保育       | 利用者尊重の明示                          | 11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。      | 4   | 0     |   |
|                            |                  |                                   | 12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。                              | 4   | 0     |   |
|                            |                  | 利用者満足の向上                          | 13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。                          | 4   | 0     |   |
|                            |                  | 利用者意見の表明                          | 14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。                                    | 4   | 0     |   |
|                            | 2 保育の質の確保        | 保育の質の向上への取り組み                     | 15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。              | 3   | 0     |   |
|                            |                  | 提供する保育の標準化                        | 16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。 | 4   | 0     |   |
|                            | 3 保育の開始・継続       | 保育の適切な開始                          | 17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。                                | 2   | 0     |   |
|                            |                  |                                   | 18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者者に説明し、同意を得ている。                  | 4   | 0     |   |
|                            | 4 子どもの発達支援       | 保育の計画及び評価                         | 19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。                     | 3   | 0     |   |
|                            |                  |                                   | 20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。              | 5   | 0     |   |
|                            |                  |                                   | 21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。                               | 5   | 0     |   |
|                            |                  |                                   | 22 身近な自然や地域社会と関わるような取り組みがなされている。                          | 4   | 0     |   |
|                            |                  |                                   | 23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。                              | 5   | 0     |   |
|                            |                  |                                   | 24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。                           | 6   | 0     |   |
| 25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。 |                  |                                   | 3   | 0   |       |   |
| 26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。  |                  |                                   | 3   | 0   |       |   |
| 子どもの健康支援                   |                  |                                   | 27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。                    | 3   | 0     |   |
| 28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。   |                  |                                   | 3   | 0   |       |   |
| 5 安全管理                     | 環境と衛生            | 30 環境及び衛生管理は適切に行われている。            | 3   | 0   |       |   |
|                            | 事故対策             | 31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。       | 4   | 0   |       |   |
|                            | 災害対策             | 32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。 | 5   | 0   |       |   |
| 6 地域                       | 地域子育て支援          | 33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。    | 5   | 0   |       |   |
| 計                          |                  |                                   |   | 129   | 0     |   |

## 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目  整備や実行が記録等で確認できる。  確認できない。

|  | 評価項目  | 標準項目  |
|--|---|---|
| 1  | 理念や基本方針が明文化されている。                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。</li> <li>■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。</li> </ul>      |
| <p>(評価コメント) 保育理念として「心身ともに豊かな子どもの育成を目指す」「地域に密着した子育て支援をめざす」「子ども、家庭、職員が共に育ち合う保育園を目指す」を掲げており、児童福祉法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神も盛り込む等、より分かりやすい表現や内容としている。また、「入園のしおり」・「職員マニュアル」などの園内の各種文章、ホームページ・事業計画書等にも明記しており、保育目標と共に玄関ホールや廊下・事務室・トイレ等の園内にも掲示している。年度初めには、園内研修において職員が共有できるように取り組むほか、利用者へは毎月の「園だより」には保育理念と共に年間・月間の保育目標も明記されて周知が図られている。</p> |   |   |
| 2  | 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</li> <li>■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</li> <li>■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</li> </ul>                                       |
| <p>(評価コメント) 職員への周知や理解を図る為、保育理念・保育の基本方針は「職員マニュアル」に記載されており、入職時に配布され園長が内容の説明を行っている。玄関ホールや事務室・廊下・トイレにも掲示し、常に確認出来るようになっている。年度当初より職員会議での細かい説明がなされ話し合われており、理念の実現に向け園全体での共通の理解を更に深める為、職員一人ひとりがどの様に理解できたか等の確認も行われている。</p>   |   |   |
| 3  | 理念や基本方針が利用者等に周知されている。                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。</li> <li>■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</li> <li>■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</li> </ul>   |
| <p>(評価コメント) 利用希望者に対しても園の保育理念・保育の基本方針等をより理解した上で入園を希望して頂けるよう見学は1日1組限定とし2～3時間の時間をかけて園長により口答での丁寧な説明がなされている。入園前の個別面談においても「入園のしおり」等を使用した丁寧な説明が再度行われている。登降園時に目に触れやすい玄関ホールや廊下等への掲示も行うほか、年度初めの懇談会やお誕生会などでも更にわかりやすい資料を作成し、説明している。また、毎月の「園だより」にも掲載する等、日常的に利用者への周知が図られている。</p>   |   |   |
| 4  | 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</li> <li>■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。</li> </ul>                                 |
| <p>(評価コメント) 年度初めに理事長より全職員に向け、事業計画の説明が行われており、単年度の事業計画とともに、中・長期事業計画についての説明がなされている。園では公設民営化園として市より委託を受け13年間の運営行ってきたが、より一層の保育の質の向上を目指し「一人ひとりを大切にする保育」を大事にする取り組みを行っている。また、今後に向け人材育成が重要課題とも捉え、福利厚生面の改善や人事制度の整備なども視野に入れた中・長期事業計画の策定がなされている。</p>   |   |   |
| 5  | 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。</li> <li>■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</li> <li>■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。</li> </ul> |
| <p>(評価コメント) 施設の事業計画等の重要な課題や方針の策定に当たっては月2回の職員会議や園内研修において職員の意見や要望から現場の状況把握が行われている。年間の事業計画や方針・課題等においても幹部職員を含めた全職員間での合議を踏まえ策定がなされ理事会での承認が得られている。各計画については定期的に職員会議を含めた各会議等において実施状況の振り返りや反省を行っており吸い上げられた意見要望等により、見直しへと反映されるしみとなっている。年間を通し策定された方針や計画は全ての職員に周知される様、取り組まれている。</p>  |   |   |

|   |   |   |
|---|---|---|
| 6   | 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</li> <li>■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。</li> <li>■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</li> <li>■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</li> <li>■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。</li> </ul> |
| (評価コメント)理念の実現や質の向上へ向け、定期的・継続的に保育の質の現状に関する把握が行われ評価や分析に繋がられている。均一なサービスの提供が重要だという認識の基「安全・安心・きめ細かな保育」を行う為、現場職員への指導・支援行われている。より質の高い保育の実現に向けマニュアルの整備も図る他、幹部職員が講師となり園内研修もなされている。外部講師を招いた園内研修も行っており、子どもにとっての最良の環境についても学べ、発達に即したより良い玩具を取り入れている。わらべうた等についても学べる機会となっており、職員の知識・技術の向上が図られ、意欲や自信へも繋がられている。  |   |   |
| 7   | 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。</li> <li>■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。</li> <li>■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</li> </ul>   |
| (評価コメント)法の基本理念などを踏まえた職員が守るべき倫理規定は運営法人によって作成されている職員マニュアル内に人権マニュアルとして明記されており、全国保育士会倫理綱領も折り込み全職員へ配布されている。これらを用いて倫理及び法令遵守に関する説明を幹部職員が行うほか、各自の黙読により周知が図られている。また、個人情報管理規定(職員版)が作成され配布されており、プライバシー保護への考え方の他、社会人としてのマナー・保育士としての心得・規範ある行動など、職員が遵守しなければならないことの意識化を図っている。  |   |   |
| 8   | 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人材育成方針が明文化されている。</li> <li>■ 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。</li> <li>■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。</li> <li>■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。</li> </ul>  |
| (評価コメント)法人の採用方針と基準に基づき、選考・採用を決定しており、「職員の人事考課に関する要領」には、人事方針、昇格などに関する基準を明記している。また、職務分掌を一覧表にして作成し、職員の役割と権限を明確にして、「職員に求められる人材像」などについても理解しやすいよう配慮している。また、人材の確保に向けて養成大学等の就職説明会に出向き、十分な説明を行うことで賛同を得るなど、人材確保に繋がる取り組みを行って新規職員を採用している。今後の課題としては、中・長期事業計画に「職員人事制度の検討確立」「職員の内外研修の積極的な推進」などを掲げて努力しており、人事考課の評価結果を人材育成につなげることも課題として取り組んでいる。  |   |   |
| 9   | 事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている</li> <li>■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。</li> <li>■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</li> <li>■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。</li> <li>■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。</li> </ul>      |
| (評価コメント)職員がより働きやすい職場環境となる様、有給休暇の取得については「休みたいときに休みがとれる」ことを大切に、有給休暇が月1回以上取得できるようフリー保育士を配置し、シフトを調整している。シフト調整に関してはリーダー職員が務めており、職員間で声を掛け合いながら互いに仕事のしやすい状況となる様なシフト調整がなされている。話し合う機会も増え相談しやすい関係性も構築され、より協力出来る体制となった。また、産休・育児休暇が取得しやすいようにも配慮し、平成27年度には育児休暇について、3年間の期間延長を行った。職員の有給休暇の消化率や、時間外勤務申請の状況確認は園長が行い、仕事の絶対量や負荷の公平性の把握にも努めている。健康面に関しては検診車による園での検診を毎年行い健康面へと配慮している。職員も職場環境の改善については肯定的に捉えている事が窺えた。 |   |   |
| 10  | 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中長期の人材育成計画がある。</li> <li>■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。</li> <li>■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。</li> <li>■ 個別育成計画・目標を明確にしている。</li> <li>■ OJTの仕組みを明確にしている。</li> </ul>  |
| (評価コメント)法人として「事業計画書及び中・長期事業計画」に職員に対する研修の重要性とその取り組みの姿勢を明記しており、保育の質の向上のために職員の育成マニュアルに従って人材育成を行っている。職員の継続した育成については、年間研修計画を立て、職員の経験年数や階層に応じた外部研修に参加できるよう配慮している。また、職員必須の研修については、外部講師による園内研修を行っている。園としては法人の方針を踏襲しつつ次世代育成に力を入れようと、実習生の受け入れを充実させたことで、資質の高い職員の採用に繋がっている。   |   |   |

|  |   |  |
|--|---|--|
| 11   | 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。</li> <li>■日常の援助では、個人の意思を尊重している。</li> <li>■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。</li> <li>■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。</li> </ul> |
| (評価コメント)子どもの権利擁護については「利用者尊重・基本的人権の配慮」をテーマに、幹部職員が園内研修を行っている。子どもを一人の人として尊重し、一人ひとりを大切に自分は大切にされていると感じてもらえるような人権に配慮した保育を全ての職員が共通認識し取り組んでいる。子どもと丁寧に関わるよう配慮し、大きな声は出さず欲求を受け止め優しいまなざしで見守る事に日々努めており、情緒の安定が図られ落ち着いた生活がなされている。「人権尊重」とは、こうした実践から始まると考えられている。職員の言動や放任・虐待・無視などが行われることの無いよう、具体的な事例を挙げ職員指導の徹底がなされている。人権を否定し権利を奪ったり、差別をして自尊心を傷つける様な言葉を言わない、書かないと指導が行われているほか、何気なく使っている言葉の中にも、子どもの心を傷つけている言葉があるので、その場合は違う言葉に言い換えて問いかけを行うなどのきめ細やかな配慮を促している。虐待を受けていると疑われる子どもを発見した場合、園長が中心となって、行政の保育幼稚園課、子ども家庭支援センター、児童相談所とも連携して解決にあたる仕組みができています。育児困難家庭とも丁寧に対話することで改善・解決が図れるように取り組んでいる。 |   |  |
| 12   | 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。</li> <li>■個人情報の利用目的を明示している。</li> <li>■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。</li> <li>■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。</li> </ul>         |
| (評価コメント)個人情報保護法に基づいて「個人情報保護規定」および「プライバシーポリシー」が作成されており、利用者の個人情報に関する書類は、施錠付き書庫にて管理している。また、保護者には、入園時に個人情報保護についての説明がなされ個人情報の取り扱いにおいては保護者から受け取る際も、渡す際も必ず本人を確認して手渡すこととして情報漏えいを防いでいる。職員に対しては、入職時に誓約書を提出させ、園内研修を実施して内容の周知に努め、実習生については、主旨の説明をするとともに所属する学校に「誓約書」の提出を依頼している。ボランティアについてはオリエンテーション時に説明し口頭での約束を得ている。   |   |  |
| 13   | 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。</li> <li>■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。</li> <li>■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。</li> <li>■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。</li> </ul>  |
| (評価コメント)保護者対応マニュアルを整備して利用者満足の向上を目指す姿勢を明確にし、子どもが均一なサービスを受けられるように取り組んでいる。市の行う保護者アンケート・福祉サービス第三者評価利用者アンケート・父母会や行事参加後に実施するアンケートなどから保護者の意向を把握しているほか、いつでも要望が伝えられる意見箱も設置している。また、保護者と子どもの様子を伝え合い、子育てを共有できるように、朝の時間や延長保育においては、なるべく担当が受入・受渡しができるような勤務シフトの調整を行っている。その他に、朝と夕方時間帯に保育士や看護師が玄関に立ち、日常の子どもの様子・行事の内容とお願い等を直接口答で伝えている。また、保育参加では、日頃の子どもの様子や保育者の援助を見て頂く機会を設けている。支援の必要な子どもの保護者に対しては、月1回個別面接することで子どもに対する共通理解を深めている。   |   |  |
| 14   | 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。</li> <li>■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。</li> <li>■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。</li> <li>■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。</li> </ul>              |
| (評価コメント)苦情解決の流れやご意見受付書など、苦情解決のしくみのわかるマニュアルを整備している。来客用のトイレにも、市の相談室の連絡先カードを設置しているほか、玄関の目につきやすい場所に苦情解決のポスターを掲示しており、意見箱も設置されている。苦情解決の仕組みについては、入園のしおりや保護者会などで保護者に周知している。  |   |  |

|   |  |   |
|---|--|---|
| 15  | 保育内容について、自己評価を行い課題発見改善に努め、保育の質の向上を図っている。               | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。</li> <li>■ 保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。</li> <li>■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</li> </ul>  |
| (評価コメント)市が行う保護者アンケート、サービス評価の結果をもとに、管理職員が課題を明確にしており、課題の改善に向けて、職員会議で検討をしている。また、園だよりで保護者に結果を知らせ、どのように改善していくのか方向性を伝えている。保育の質の向上については、マニュアルの充実と職員の資質向上に努めており、職員会議で課題と改善策を共有するほか、改善に向けて管理職員が園内研修を実施している。  |  |   |
| 16  | 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 業務の基本や手順が明確になっている。</li> <li>■ 分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</li> <li>■ マニュアル見直しを定期的に行っている。</li> <li>■ マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</li> </ul>  |
| (評価コメント)提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を整備しているほか、保護者対応マニュアルなど、人との関わり方にまで配慮したものが用意されている。また、サービスの充実を目的としてマニュアル検討委員会を設置しており、必要に応じて修正や追記を行い職員の意見が反映するよう配慮している。  |  |   |
| 17  | 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。</li> <li>■ 問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</li> </ul>   |
| (評価コメント)園のホームページは主に入園希望者向けの内容となっており、見学の問い合わせがしやすい内容となっている。また、園の見学については随時受付しており、入園希望者が見学に訪れた際には、園の考え方を十分説明してから保育室に行き、子どもや保育の様子を約2時間から3時間かけて案内した後、利用者が求めるニーズを把握するため、感想を聞いている。   |  |   |
| 18  | 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。</li> <li>■ 説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。</li> <li>■ 説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。</li> <li>■ 保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</li> </ul>  |
| (評価コメント)入園内定が決まった保護者には、入園説明会を開催し、「入園のしおり」などの配付資料を用いて、園長が園の理念や方針・保育目標を中心に説明を行い、保育内容については、各専門職員、担当が説明している。保護者からは重要事項説明書への確認の署名を貰っている。利用者評価でも丁寧でわかりやすいとの評価であった。また、入園説明会後に保護者・子どもとの面接を行い「面接設問表」を用意し、支援にあたって必要な情報の聞き漏れの無いように取り組んでいる。食物アレルギーのある子どもや障がいのある子ども等の特別な配慮を必要とする場合は、その内容を含めた面接をして個別に対応している。  |  |   |
| 19  | 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</li> <li>■ 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</li> <li>■ 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。</li> </ul>  |
| (評価コメント)保育所保育指針に沿って、法人の保育理念、基本方針を踏まえて、行政からの情報提供や助言、民間保育園協議会での情報を含んだ保育課程を作成している。策定には、系列2園の園長と運営法人の施設長が中心となって携わった。また、保育課程は保育所の方向性を示す重要な指針であることから、職員会議等で意見交換を行うほか、経営層からの説明や補足を行って全職員が共通理解・共有できるように努めている。   |  |   |
| 20  | 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。              | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</li> <li>■ 3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</li> <li>■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</li> <li>■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</li> <li>■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</li> </ul> |
| (評価コメント)保育課程に基づき、発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容を盛り込んだ年間指導計画を作成している。年間指導計画は、3ヶ月毎に分けて振り返りを行い、園長、管理職・職員が一緒に反省・評価するようにし、期のねらいの達成状況や今後への課題の確認などを行っている。3歳児未満と配慮が必要な子どもについては、担任を中心に主任が指導、助言を行いながら個別計画を作成している。また、月ごとの計画として、年間指導計画に沿って月案が作成されており、前月の反省・評価をして翌月の計画に反映している。支援の基本として、0・1・2歳児に対しては担当制を行い、変わらない日課のなかで、食事をする・排せつをする・手を洗う・着脱をする・眠るなどの基本的な生活習慣を、「自分でできた」の思いになるような援助を繰り返している。また、子ども一人ひとりを大切にし、気持ちを十分に受け止め、丁寧な言葉でゆったりとした保育を提供して愛着形成をしており、子どもへの穏やかな伝え方を心がけることで、子どもが落ち着いて成長できるよう配慮している。 |  |   |

|   |                               |  |
|---|-------------------------------|--|
| 21  | 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。      | <ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。</li> <li>■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</li> <li>■好きな遊びができる場所が用意されている。</li> <li>■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</li> <li>■保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。</li> </ul>   |
| <p>(評価コメント)子どものより良い育ちにはより良い環境づくりが必要だと考えており、各保育室では自由遊びが出来るようにコーナーを設け、本物にこだわり、発達に適した質の高いおもちゃを置き、好きなおもちゃを自分で選び、遊びこめる環境となっている。また、商業主義的な背景のあるキャラクターのおもちゃは置かない方針で、数年かけて玩具・遊具の質を上げて来ている結果、子どもがおもちゃを大切に扱うようになってきている。また、人的環境である保育者が「ゆったりとしたきめ細やかな保育」を実現できるよう、子ども一人ひとりに穏やかにやさしく接している。朝夕の合同保育時には、異年齢児が一緒になるため、兄弟姉妹で過ごしているような家庭的な雰囲気になるよう工夫し、保育士が穏やかに接して「思いやり」が育つよう配慮している。</p>                                    |                               |  |
| 22  | 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。</li> <li>■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</li> <li>■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</li> <li>■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。</li> </ul>   |
| <p>(評価コメント)園の北側に用水路の土手として県有地が広がっており、そこを借り上げ、子どもたちの畑として使用して野菜などを育て、水やり・草取りなどの世話をして自然に親しんでいる。また、身近な自然の動物に接する機会として、メダカとカメを飼育しており、春には卒園者から幼虫を譲り受けて、例年通りカブトムシを育てる予定がある。地域交流では、5歳児が、老人クラブと交流し、核家族で接する機会がない園児にとって、お年寄りとの交流は身近に感じる貴重な体験となっている。また、小学校吹奏楽部員が来園し演奏、中学校3学年の保育実習や中・高等学校の吹奏楽・チアダンス部の来訪、夏休みの学生ボランティアの受け入れなど数多く取り入れ、地域社会と関わりを持っている。</p>   |                               |  |
| 23  | 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。     | <ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。</li> <li>■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。</li> <li>■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</li> <li>■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。</li> <li>■異年齢の子どもの交流が行われている。</li> </ul>                              |
| <p>(評価コメント)子どもの良い人間関係が育つように、けんかやトラブルが起きた時は、子どもたち同士で解決できるように、助言や見守るなどの援助として、子ども一人ひとりをよく理解し、その子に応じた言葉かけをしている。また、子ども同士の課題が生じた機会等を捉え、保育士が普通の大きさの声で、子どもと1対1で対話し「子どもの気持ちは受容しつつ『いけないこと』は伝える」ことを積み重ねて、日常的に静かに対話のできる園を創ってきている。また、遊びの中でルールを守り楽しく遊ぶことを体験し、コミュニケーション能力を高め、友だちとの関わりを学べるようにしている。さらに、子どもの基礎的な体力づくりのための「毎日体操」を毎日15分間、体育の日は30分間行っている。異年齢交流の充実は今後の課題としているが、近隣への外出の際に5歳児が3歳児と手をつないで出かけるなどの交流が行われている。</p> |                               |  |
| 24  | 特別な配慮を必要とする子どもの保育             | <ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関わりに対して配慮している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</li> <li>■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。</li> <li>■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li>■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</li> </ul> |
| <p>(評価コメント)保育方針に「障がいのある子どもとともに育ち合う」と掲げ、障がいのある子どもと他の子どもたちが一緒に過ごすことで、相互に人間理解を深める保育を行っている。支援にあたっては、職員配置を厚くして、ゆとりのあるきめ細かな保育を行うほか、保育士が障がいのある子どもの気持ちを代弁していくことで、子ども同士の連帯感が深まることに取り組んでいる。また、月に1度担任・看護師・幹部職員でケース会議を開き、適切な支援が出来るよう話し合いの場を設け、決定した事項について、保護者の日程に合わせ話し合う機会を設けている。必要に応じて、専門機関の発達センターからも相談や助言を受けて子ども・保護者に適切な対応を行うことに努めている。</p>   |                               |  |
| 25  | 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。       | <ul style="list-style-type: none"> <li>■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。</li> <li>■担当職員の研修が行われている。</li> <li>■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</li> </ul>  |
| <p>(評価コメント)人的、物的ともにゆとりを持ち、子どものペースを大切に、一人ひとりの子どもが、くつろぎ、落ち着いて過ごせるような環境を整えている。補食も「夕食は家で家族とともに食べる」という方針をよく保護者に説明したうえで、最小限にとどめるようにしている。また、時間外保育においてもなるべく担任が保育出来るような勤務シフトの調整を行って、正規職員が保育にあたっていることで、保護者への伝達は一日の様子を口頭で伝えており、0・1歳児の連絡帳の記載は発達に重点を置いて記載している。担任以外の職員が対応する場合には、保護者への伝達漏れがないよう「伝達簿」を使用して細かい丁寧な対応を心掛けている。</p>  |                               |  |

|  |                                     |   |
|--|-------------------------------------|---|
| 26   | 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。              | <ul style="list-style-type: none"> <li>■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。</li> <li>■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。</li> <li>■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。</li> </ul>       |
| <p>(評価コメント)保育参加で直接子どもの様子や、保育者の援助を1日を通して体験する機会が設けられており、担当保育士との個人面談を行い情報の共有を図っている。また、4月の懇談会で年間の取り組み(予定)を説明し、2月の懇談会では成果の報告と保護者と情報交換をしている。懇談会に出席できない保護者にも、資料を配付している。さらに、誕生会には保護者を招待し、会の前に保護者会を催し、園長・施設長と保護者が話し合いの場をもち、子どもの成長や発達を共有するほか、今後の方針について伝えている。就学に向けて、浦安市の関係機関「学びサポート」と連携し情報交換をしているほか、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録を小学校へ送付している。</p>                               |                                     |   |
| 27   | 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</li> <li>■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</li> <li>■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</li> </ul>  |
| <p>(評価コメント)保健計画は看護師が原案を作成し、管理職員とともに本案を策定して周知している。個々の子どもの健康状態については、登園時の観察、保護者からの申告、連絡ノートで確認し、保健日誌に記録して管理している。また、看護師が1日に3回園内を巡回し、子ども一人ひとりの健康状態を把握しているほか、保育中の健康管理は主に担任が行っている。子どもの様子に変化のあるときは、保護者に電話連絡をしている。また、日頃から小さな変化を見逃さないことや虐待の早期発見を職員に周知徹底し、子どもの人権マニュアルを基に、新人研修、園内研修を行って、不適切な養育や虐待が無いように取り組んでいるほか、兆候が見られた場合は、速やかに園長、主任に報告され必要に応じて子ども家庭センターと連携を図っている。</p> |                                     |   |
| 28   | 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。               | <ul style="list-style-type: none"> <li>■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</li> <li>■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</li> <li>■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</li> </ul> |
| <p>(評価コメント)感染症予防マニュアル、保護者対応マニュアルに従い、感染症の場合、ケガの場合など、内容・程度にも配慮しながら、職員・保護者に速やかに伝え、必要に応じて嘱託医への相談、病院受診等を行っている。また、感染症発生の場合、玄関ホールやクラスの掲示板に発生状況を掲示し感染拡大防止に努めている。園での予防対応として、毎年、嘔吐物の処理の演習を実施しているほか、子どもへの手洗い指導には、ブラックライトで菌を可視化する方法をとって完全な手洗いを体験させ、手洗いの意識が身に付く、教育効果にも配慮した対応をしている。</p>  |                                     |   |

|  |                          |  |
|--|--------------------------|--|
| 29   | 食育の推進に努めている。             | <ul style="list-style-type: none"> <li>■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</li> <li>■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</li> <li>■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</li> <li>■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</li> <li>■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</li> </ul> |
| <p>(評価コメント)食育計画に沿って子どもの発達と健康を職員が共通理解し、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。また、献立内容を工夫して毎日変化に富んだおいしい給食を心がけ、使用する食材は添加物を使用せず、安全な国内産の新鮮な季節の素材を使用し、食物本来の味を活かした食事の提供が行われており、栄養士がクラスを巡回して喫食状況を把握している。健康な体づくりのため、バランスのとれた給食を子ども一人ひとりに合わせて提供しているので、給食の「おかわり」は敢えて設定していない。また、食物アレルギー児に対しての誤食防止、乳児の誤飲防止なども園内研修の中で確認して、食器の色を変えるなど具体的に解りやすい誤食防止にも努めている。食育としては、大豆の種を植え、えだまめから大豆になっていく成長を観察したほか、収穫した大豆で豆腐やみそを作り、先人達が食物に対してどんなふうに関わりを持って生活に活かしてきたか学ぶ取り組みを行った。また、父母会との協働で、畑で収穫した白菜を使って本格的なキムチづくりを行っている。</p> |                          |  |
| 30   | 環境及び衛生管理は適切に行われている。      | <ul style="list-style-type: none"> <li>■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</li> <li>■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</li> <li>■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</li> </ul>   |
| <p>(評価コメント)園のあり方として「安心できる人的・物的環境のもとでゆったりと過ごす心地よさを味わう」としており、建物自体も安全性、快適性は高く、管理責任者によって温度、湿度、換気、採光の管理も適切に行われている。夏季期間は、戸外での熱中症防止のため、園庭に熱中症指数計を置き、安全に戸外活動が行われるように努めている。また、室内のものは、おもちゃを含めて安全で清潔に保てるようチェックリストを用いて定期的に点検・洗浄している。園庭の遊具等は、点検だけでなく簡単な整備・管理を用務の職員が行っている。環境整備の中でも特に力を入れているのは掃除で、掃除も保育のうちであるという職員教育を行いながら実践しており、子どもたちに対してもきれいなトイレは、気持ち良いことを伝え、汚れたらどうしたらよいか・どういう使われ方が望ましいのか問いかけ、「気づきの力」や「考える力」が自然に身に付くような支援へも繋がられている。</p>   |                          |  |
| 31   | 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</li> <li>■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</li> <li>■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</li> <li>■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</li> </ul>   |
| <p>(評価コメント)事故防止は「子どもから目を離さない」を基本とすることを繰り返し職員に伝えているほか、事故・怪我の報告書として「受診報告書」「未受診報告書」を各担当が記録をつけ、職員会議で事故防止・ヒヤリハットについて話し合い、事故の原因と改善策を検討している。乳幼児突然死症候群予防については、午睡時にうつぶせになったら体位を変えて仰向けで眠ることを徹底している。また、事故だけでなく「かみつき」などに対しても個別に再発防止策を検討している。さらに、外部からの不審者等の対策として、警察署防犯課の協力で防犯訓練を実施し、不審者を門の中に入れないことが「子どもを守る」ことに繋がることを共通理解した。</p>   |                          |  |

|  |                                |   |
|--|--------------------------------|---|
| 32   | 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</li> <li>■定期的に避難訓練を実施している。</li> <li>■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</li> <li>■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</li> <li>■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</li> </ul> |
| <p>(評価コメント) 消防計画・防災計画および、防災マニュアルを整備し、定期的に見直しを行っている。関係機関とも連携しており、避難訓練は消防署、防犯訓練は警察署の防犯課との連携のもとに行っている。また、地震など広域災害の際の対応では、隣地に病院の建物があるため、津波のおそれのある場合、屋上への避難を計画している。そうした際の情報発信については、検討を重ねた結果、園のホームページへの掲載が最も確実であると判断して採用している。</p>  |                                |   |
| 33   | 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の子育てニーズを把握している。</li> <li>■子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</li> <li>■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</li> <li>■地域の子育て支援に関する情報を提供している。</li> <li>■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</li> </ul>                 |
| <p>(評価コメント) 地域ニーズは、父母会、民間保育園協会、市のモニタリング時の意見交換などで把握している。地域の課題に協働するため、社会福祉協議会主催の子育てサロンに場所を提供し、園児が、わらべ歌・あやとり・けん玉他を発表し、我が子の数年後の姿がイメージできると好評を得ているほか、園の協力で離乳食の試食会を実施している。また、中学生・高校生・大学生ボランティアを含めた保育園体験の受け入れなど、次世代の育成に向けた取り組みで園の持つ専門性を地域に還元している。地域交流では、5歳児が、老人クラブと交流し、核家族で接する機会がない園児にとって、お年寄りとの交流は身近に感じる貴重な体験となっている。地域交流の大きなメリットの一つとして、相互の連携で防犯効果が高まることから近隣との交流にも取り組み、畑活動のお手伝いをして頂いているほか、地域のお祭りでは、職員がボランティアとして参加し祭を華やかに盛り上げている。</p> |                                |   |